

1 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令に係る経過措置の概要

平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの間は、改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | |
|------------------------|------------------------|
| 四・五パーセント以上 | 四パーセント以上 |
| 六パーセント以上 | 五・五パーセント以上 |
| 二・二五パーセント以上四・五パーセント未満 | 二パーセント以上四パーセント未満 |
| 三パーセント以上六パーセント未満 | 二・七五パーセント以上五・五パーセント未満 |
| 一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満 | 一パーセント以上二パーセント未満 |
| 一・五パーセント以上三パーセント未満 | 一・三八パーセント以上二・七五パーセント未満 |
| 〇パーセント以上一・一三パーセント未満 | 〇パーセント以上一パーセント未満 |
| 〇パーセント以上一・五パーセント未満 | 〇パーセント以上一・三八パーセント未満 |

2 金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令等に係る経過措置の概要

平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの間は、改正後の金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令第五条第一項第一号の三イ及びロ並びに第二号の三イ及びロの規定、改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第十条の二第一項第一号の三イ及びロ並びに第二号の三イ及びロの規定、改正後の前払式支払手段に関する内閣府令第三十一条第一項第一号の三イ及びロの規定並びに第四条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令第十五条第一項第一号の三イ及びロの規定の適用については、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | |
|-----|-----|
| 四・五 | 四 |
| 六 | 五・五 |